

特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに対する質問への回答

令和3年11月30日
国土交通省観光庁

第2回質問受付（受付期間：令和3年10月1日～令和3年11月1日）において、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等から受け付けました質問に対し、以下のとおり回答いたします。

また、以下の回答を踏まえた第3回質問受付の受付日程は、
令和3年12月1日（水） 0時00分 質問受付開始
令和3年12月14日（火） 23時59分 質問受付締切り

といたしますので、区域整備計画の認定申請を予定又は検討している都道府県等におかれましては、更に質問がある場合には、「特定複合観光施設区域整備計画に係る様式集、認定申請の手引きに関する基本的事項」に基づき、ご提出ください。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
1	手引き	解説資料	3, 6, 39	<p>3頁において、「※評価基準に係る様式については、区域整備計画の記載事項の理解を深めるための補足説明として解説資料を別途添付することも可能である（頁数としては全体で100頁以内。）。なお、解説資料は区域整備計画外のものとして認定審査の対象とはならない旨申し添える。」旨の記載があるため、解説資料は評価基準に係る様式に限定するという認識でおりますが、一方で、6頁及び39頁の要求基準に係る様式においても、「解説資料」という文言が記載されています。</p> <p>6頁及び39頁の「解説資料」は、3頁の「解説資料」と同一の内容であり、解説資料は評価基準に限定しないとの認識でよろしいか。</p>	<p>解説資料は、手引きにおいて、評価基準に係るものに限定して記載しております。その上で、複数の評価基準に係る解説資料については、それぞれ関係する評価基準を明示して1部のみご提出ください。</p> <p>なお、要求基準1, 18において解説資料を言及しておりますが、ご指摘のとおり要求基準1については評価基準5に係る解説資料と同一のもの、要求基準18については評価基準17, 18, 19に係る解説資料と同一のものを参照することを念頭に記載しておりますので、これらの解説資料には、それぞれ評価基準に併せて関係する要求基準を明示して1部のみご提出ください。</p> <p>また、提出書類は、要求基準に係る様式、評価基準に係る様式（これら2つの様式を併せて区域整備計画とする。）、添付書類、解説資料ごとに分けてまとめてください。</p>

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
2	手引き	要求基準12, 評価基準16, 20, 21, 22の添付書類（実施協定の案）	33, 61, 68, 70, 80	「特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き」において、左記5様式において「実施協定の案」の添付が求められています。それぞれに1部ずつ添付した方が良いか、あるいは1部のみ添付することで十分かなどの留意点等について、ご教示いただきたい。	提出書類は、要求基準に係る様式、評価基準に係る様式（これら2つの様式を併せて区域整備計画とする。）、添付書類、解説資料ごとに分けてまとめてください。その上で、複数の要求基準及び評価基準に係る添付書類については、それぞれ関係する要求基準及び評価基準を明示した上で1部のみご提出ください。したがって、ご指摘の「実施協定の案」については、要求基準12, 評価基準16, 20, 21, 22, 25に係る添付書類であることを明示した上で1部のみご提出ください。
3	手引き	要求基準13（附帯事業に関する事項）	34	要求基準13には、附帯事業に関する事項を記載するものと理解しており、他方、附帯事業としての認否については、その事業内容に応じて個別に要求基準への適合を判断されるものと理解しています。 手引きにおいて、要求基準13の頁制限（1頁以内）が示されていることや解説資料が評価基準への添付のみ認められる資料であることを考慮すると、附帯事業が複数想定される場合、各附帯事業の説明が限定的にならざるを得ないものと懸念しております。 この点、要求基準13において、各附帯事業に関して記載すべき最低限の項目があればご教示いただきたい。あるいは、各附帯事業について整備内容・事業内容・実施体制など詳細な記載が求められる場合には、どのような記載方法があるかご教示いただきたい。	要求基準13①に関しては、I R事業者が専ら設置運営事業を行うものであることが確認できるよう、設置運営事業に係る附帯事業としての必要性・許容性に留意して、附帯事業の事業内容を記載することを想定しております。その他、附帯事業の具体的実施内容や実施体制などについては、関連する評価基準に係る様式において適宜記載することを想定しております。
4	手引き	評価基準16②（MICE誘致、観光振興、これらの実施のために必要な体制の整備その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置）	61, 90	評価基準16②の記載事項について、対応する基本方針第4の4(1)エでは、カジノ事業の収益を活用した滞在型観光を実現するための施策及び措置を記載することとなっているが、カジノ事業の収益の活用の有無に関わらず、都道府県等が実施する観光関連の施策も記載していくこととしてよろしいか。	カジノ事業の収益を活用しない施策を記載することも可能ですが、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進するという法の趣旨についてご留意いただいた上で記載することを想定しております。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
5	手引き	評価基準25 （「ギャンブル等 依存が疑われる者 等の割合」の実測 値の算出方法）	85	調査方法については、申請者が設定するとされているが、国が行う全国調査や、他のカジノ設置自治体が行う調査と整合性がとられたものであることが必要であると考えている。 実測値の算出方法として、SOG Sを用いることとされているが、日本語訳のニュアンスなどによって、回答内容に影響があると考えている。標準化された質問票をお示しいただくことは可能か。 また、調査実施後、SOG S判定基準に従い実測値を算出するに当たり、年齢調整や性別調整を行うかどうかについて、統一的な見解をお示しいただきたいと考えるが、提供は可能か。	SOG Sの質問票、年齢調整及び性別調整については、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した、令和2年度依存症に関する調査研究事業「娯楽と健康に関する調査（ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査）」を参照してください。 （参考）松下幸生，新田千枝，遠山朋海：令和2年度 依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」，2021年， https://www.ncasa-japan.jp/docs/
6	手引き	評価基準25 （「ギャンブル等 依存が疑われる者 等の割合」の実測 値の算出方法）	85	「例えば、平成29年度「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」では、国内の「ギャンブル等依存が疑われる者（SOG S 5点以上、過去1年以内）の割合」を成人の0.8%（95%信頼区間：0.5～1.1%）と推計している点を踏まえ、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように標本設計を行う」とあるが、実測値の算出において、有効回答数をどの程度と想定しているか。	「ギャンブル等依存が疑われる者等（SOG S 3～4点、過去1年以内、及びSOG S 5点以上、過去1年以内）の割合」について分析できるよう、シンガポール等の先行事例も適宜参考にしつつ、必要となる有効回答数を設定することを想定しております。

No.	資料名	項目	該当箇所	質問の内容	回答
			頁		
7	手引き	評価基準25 (依存症対策項目 の記載)	86, 91	<p>依存症対策項目の記載に当たって、基本方針第4の4(1)オ(ウ)でお示しのあった記載項目(3項目)に加え、今回の手引きでは「想定されるリスク」と「事前(発生抑制策)、事後(発生後対処策)」に分けた上で、具体的内容を記載することとされている。</p> <p>基本方針・想定リスク・事前事後のうち優先的に記載すべき順序があるのか、それとも対策項目ごとに各分類軸との対応関係を付番するかなど、具体的な記載イメージをご教示いただきたい。</p>	<p>想定リスクを踏まえ、「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」第4の4(1)イ(カ)、オ(ウ)を参照しつつ、依存症対策項目について、事前(発生抑制策)、事後(発生後対処策)に分けた上で、具体的内容を記載することを想定しております。</p> <p>具体的な記載方法についてはご提案に委ねます。</p>